

令和元年 11 月 14 日

一般社団法人日本人材派遣協会会長 殿

令和元年台風第 19 号により被害を受けた  
派遣労働者への配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

令和元年台風第 19 号により、尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表します。

今般の台風により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 137 号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

具体的には、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら別の地域で就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図るようになるとともに、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した費用を助成する雇用調整助成金（支給要件の緩和に加えて、14 都県では、助成率の引き上げ等の特例を措置済み）を活用するなどして休業についての手当を支払っていただくようお願いいたします。

事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業し賃金を受けることができない場合には、休業を失業とみなして基本手当を支給する雇用保険の特例措置が活用できます。また、被災区域内において事業を行う派遣元事業主については、労働者派遣事業の許可の有効期間が延長されております。

雇用調整助成金や雇用保険の特例措置等については、労働局又はハローワークで御相談を承っておりますので、こうした措置を是非御活用ください。

派遣労働者の雇用維持・確保に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司